

## 国分寺市における医療費適正化事業の取組

国分寺市では、国・東京都が推進する医療費適正化の取組を次の4事業により推進しています。各事業の概要等は以下のとおりです。

### 各事業の概要及び実績

#### 1 糖尿病性腎症重症化予防

##### 【概要】

健康寿命の延伸と医療費の伸びの抑制を目的とし、糖尿病治療中の対象者について、腎症の重症化を予防するための指導をかかりつけ医との連携のもと行う事業

##### 【対象者の抽出】

- (1) 国民健康保険加入者のうち市内の医療機関に通院中で以下の①、②両方に該当する方
- ①レセプトデータで糖尿病の病名が確認できること
  - ②前年度の特定健康診査結果でHbA1cの値が6.5%以上  
または空腹時血糖値が126mg/dl以上
- (2) (1)のうち、③、④、⑤のいずれかに該当し、腎機能の低下があること
- ③尿蛋白が(±)以上
  - ④eGFRが30ml/min/1.73m<sup>2</sup>以上
  - ⑤尿中微量アルブミンの値が30mg/gCr以上

##### 【実施方法】

- ①対象者に事業(プログラム)案内を送付し、利用勧奨
- ②利用申込者に対し9月中旬から2月下旬の約6か月の期間で、
  - a.専門職(保健師・看護師・管理栄養士)による面談3回と電話3回
  - b.専門職(保健師・看護師・管理栄養士)による電話6回・文書による情報提供3回のいずれか方法で生活習慣の改善のためのアドバイスを行う。
- ③対象者で申込がない方へ11月中旬から2月下旬までの4か月間で事業(プログラム)を実施するショートコースの案内を電話により再勧奨

### 【取組状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通知送付者	49人	47人	21人
通常コース参加者	9人	6人	4人
ショートコース参加者	1人	0人	0人

## 2 健診異常値放置者受診勧奨通知

### 【概要】

早期に医療機関への受診を促し重症化を防ぐことを目的に、生活習慣病の所見や特定健康診査の結果に異常値があるにも関わらず、治療を放置している対象者について、通知書による受診勧奨を行う事業

### 【対象者の抽出】

国分寺市国民健康保険加入者で前年度の特定健康診査を受診し、健診結果に異常値があるが、健診受診月から4か月以上、医療機関へ受診がない（レセプトで確認できない）方

### 【実施方法】

健診結果の精密検査や治療が必要な値であることを伝える通知文を11月下旬に対象者に送付し、受診勧奨

### 【取組状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通知送付数	362通	391通	423通

## 3 多受診指導

### 【概要】

健康保持や医療費給付の適正化を図ることを目的に、同一疾患で複数の医療機関を重複しての受診や同系の薬剤を同一期間に複数処方されている方を対象者とし、受診指導や保健指導、啓発を行う事業

### 【対象者の抽出】

国分寺市国民健康保険加入者のうち、以下のいずれかに該当する方で特に指導が必要な方

- ①同一疾患で3か所以上の医療機関にかかっている方
- ②同系の医薬品が計60日を超えて処方されている方

### 【実施方法】

①月々の医療機関への受診回数，診療費，薬代を軽減できる可能性があることを案内する通知を9月下旬に送付し，専門職による受診指導・保健指導の申込みを受け付ける。

②9月下旬から12月下旬に，面談1回，電話1回の受診指導・保健指導を行う。

### 【取組状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通知送付数	29通	30通	20通
指導件数	3件	3件	1件

## 4 ジェネリック差額通知

医療給付費の伸びの抑制や自己負担額の軽減を図ることを目的に，生活習慣病等により長期間服用する先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額を通知する事業

### 【対象者の抽出】

国分寺市国民健康保険加入者のうち，調剤レセプトの分析からジェネリック医薬品に切り替えた際に自己負担額が軽減できる可能性のある方

### 【実施方法】

令和4年2月から6月の各月の診療分について，同年6月から10月にかけてジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減額を示したジェネリック医薬品の使用促進のための通知を送付

### 【取組状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通知送付数	2,195通	2,115通	2,435件